

## 西川一誠福井県知事への公開質問状

2012年10月19日

2011年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において炉心溶融・水素爆発が発生し（INES レベル7）、放射能汚染が広がる甚大な事故が起きました。事故をめぐって4つの事故調査報告がなされましたが、放射線量が高く実地検分が不可能で、本当の事故原因は未だ究明されていません（現在も福島第一原子力発電所から毎時1000万ベクレルの放射能が放出され続けています）。

そうした中、日本中で再稼働に反対する声が大勢を占めるにもかかわらず、政府の要請を西川知事が了承し、7月1日に関西電力大飯原子力発電所3、4号機を再稼働させました。首長として県民の命と財産を守る責任がある西川知事は、上記のような状態が続く福島の事故後初めて原子力発電所を再稼働させたことの説明として、6月16日に福井県庁にて県民に向け記者会見を行いました。日本で最多の14基の原子力発電所を抱える福井県は、過去に大きな地震が発生している「新潟-神戸ひずみ集中帯」の中にあり、東海地震を初めて予想した石橋克彦（地震テクトニクス）神戸大学名誉教授は、若狭の地震発生を指摘し、福島のような過酷事故が起きると警鐘を鳴らしています。福井県を取り巻く以上の状況を考えれば、6月16日の知事の会見は県民の理解を得るというには程遠い「政府、電力事業者のための再稼働容認の事後説明」であると言わざるを得ません。その後の知事の対応にも、生命の危険を覚え続ける県民として、公開質問をし回答を求めます。

2012年10月現在でも、約6万人の方が故郷を離れた福島県外で避難生活を送っておられます。仮に福井で事故が起きたなら、故郷を失うだけでなく「再稼働させた責任」も県民は負い続けなければなりません。福島の方たちは、福井がそうならないようにおっしゃっています。

大飯原発は下記の質問の点が解決できないのであれば、すぐにでも停止させなければなりません。

知事の真摯なご回答をお願いいたします。

※回答は、2週間以内をお願いいたします

### 1) 原子力防災計画について (I) 広域避難について

県の原子力防災計画の避難道路の現状は

「敦賀、美浜、大飯、高浜原発は全て半島の先端部に位置し、防災道路はそれぞれ1路線しかない。福島の事故を受け、国は複線化に向けようやく重い腰を上げたが、本年度以降に順次着手する県内6区間（約18キロ）の整備が完了するのは8～10年後（2012年6月14日 福井新聞）」であり、6月14日に開かれた福井県議会の全員協議会でも、「各会

派からは、原発の過酷事故に備えた広域的な住民避難の整備を求める意見が相次いだ。（7月8日 福井新聞）」という問題を抱えています。

「滋賀県高島市に隣接する若狭町熊川の竹下清太郎区長（63）は『越前町への避難を考えるのは不可能。美浜町内を走るとき、滋賀方面に逃げていけば（30キロ圏の）高島市を抜けているし、よっぽど安全』と指摘（前出記事）」し、県の避難計画が非現実的であるだけでなく、おい町の住民は敦賀に避難するなど、原発事故のある地域に向かって逃げる可能性のある防災計画であり、「防災」とは180度逆の住民移動計画です。

また、5月26日付の東京新聞は、「福井県の担当者は、この計画は『あくまでもたたき台の一つ』だとし、『放射性物質が漏れ出していない段階での避難を想定している。漏れている場合は、別ルートを検討する』と強調している。」と報じています。福島第一原発事故の後、日本一の原発立地である若狭を抱える福井県としては、放射性物質の漏れ出る状況を想定しないことの方が非現実的であり、さらに住民の不安を掻き立てます。

10月に発足した原子力規制委員会は、防災対策重点地域を原発の半径10キロ圏から30キロ圏に拡大することを柱とした「原子力災害対策指針」を10月末にまとめ、原発周辺の自治体は事故時の住民避難の方法などを定めた防災計画を来年3月にまとめるというスケジュールになっています。つまり、現在防災計画が宙吊り状態になっています。

質問：こうした中、今すぐ起きるかも知れない直下型地震などで、大飯原子力発電所が福島第一原発と同じように放射性物質を漏れ出させる事故を起こした場合、住民はどのように避難するのですか？事故が起きても逃げられない体制の中で大飯原発を稼働を容認した知事の責任は重大です。その上で、どのように避難するのか、避難できなかった場合の知事の責任と併せて教えてください。

## 2) 原子力防災計画について (II) 県の姿勢について

福井県は広域避難計画について、国の方針待ちという姿勢をとっています。10月1日に開かれた県議会の厚生常任委員会で野田議員の質問に「原発の立地市町などの住民については、県内の避難場所を指定するなど暫定措置をした。範囲を広げるより近い場所から実効性を上げていくことが必要」と説明。さらに広域避難の協議について「国に積極的に入ってもらわないと実効性ある計画は作れない（10月2日 県民福井）」と石塚部長は答えています。

しかし、9月13日に共同通信配信の「福井県、原発防災区域拡大に懸念 昨秋、安全委に伝達」という記事は、「東京電力福島第1原発事故を踏まえ、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）の見直し作業を進めていた原子力安全委員会に対し、全国最多14基の原発を抱える福井県が昨年10月、「（拡大された）範囲内の地域が危険視されてしまう」などと懸念を伝えていたことが13日、安全委が開示した文書で分かった。範囲拡大に伴い、電力事業者と新たに安全協定を結ぶ自治体が増えることにも言及。政府や事業者に対する発言力の相対的な低下を警戒したとみられる。」と報じています。

原子力安全委員会は、内閣府の審議会のひとつです。

質問：国の指示を待つと言いながら、一方で内閣府の原子力安全委員会に注文をつける。防災区域拡大させないということは、対策の可能性を狭め住民を危険にさらすことにつながります。福井県はなぜこのようなことをしたのですか？安全委員会に発言できるなら、立地自治体として、待ったなしの広域非難計画についても政府に進言するのが福井県の役割ではないですか？何でも国の言うとおりで福井県主導の原子力行政はないのですか？

### 3) 安定ヨウ素剤の備蓄、配布について

県が6月に示した「原子力災害時の避難に関する暫定措置」において、安定ヨウ素剤については、現在の若狭健康福祉センターと二州健康福祉センターでの備蓄に加え、丹南、福井健康福祉センター及び立地・隣接市町にも備蓄することを県の暫定措置において明記されています。また、国と県で見解の割れている配布方法や服用指示の判断基準も決定は規制委に持ち越されているということで、ヨウ素剤の運用についても避難計画同様、宙吊り状態になっています。

質問：質問1、2でも問うていますが、大飯原発が稼働している中、今直下型地震などが発生し原発事故が起こった場合、安定ヨウ素剤をどのように運用するのですか？

### 4) 核廃棄物について

6月18日付中日新聞によれば、研究者の国会とも呼ばれる日本学術会議が、「原発から出る核廃棄物の処分場はいまだに受け入れが白紙だ。(略)地下深くに埋める現行の処分方針では安全性の確保も受け入れ先を見つけるのも難しく、方針転換が必要との内容で、一から考え直すことを提起した。(略)『将来世代にごみを送り続けるのは現代人のエゴだ』『未来の人類の知恵にすぎなければ、最終的な決定ができないとわれわれの限界を認めなければならない』」と報じています。

原発を動かす限り、核廃棄物の問題は避けて通れません。9月4日付けの東京新聞によれば、「関西電力美浜1、2号機、大飯1、2号機、高浜1、2号機(いずれも福井県)などは1～3年分の空き容量しかない。新しい号機のプールは比較的余裕があるものの、ほかの号機の使用済み核燃料を受け入れると5年前後で満杯になってしまう状況」と報じており、一刻も早く対策を講じるべき事態です。

しかし、このような事態になることを福井県は15年前から分かっていました。

1997年6月17日付朝日新聞(別紙参照)で福井県が日本原電、関西電力の使用済み燃料プールの容量拡大を求める事前了解願に対し「『相当前から予想されたことで、いろんなツケがこういう形で回ってきた』と両社の対応のまずさを批判。また中間貯蔵施設の建設時期や場所を早期に示すよう求めた」とあります。両社とも2010年までに中間貯蔵施設をつくと県に説明したとも書かれています。

西川知事は、9月13日に牧野聖修経済産業副大臣と神本美恵子文部科学政務官に対し、「

県内の原発を廃炉にする場合は使用済み核燃料を電力消費地に搬出するよう要望」しました。知事は“迷惑千万”と強く国の政策を批判しましたが、15年前から分かっていた核廃棄物の問題は、そのような交渉レベルで解決できないことは日本学術会議の見解からも明らかです。

県民の生命を守るべき知事であるにもかかわらず、上記の経過を無視した大変お粗末でうわべだけの議論をしている知事は、首長として失格なのではないでしょうか。

質問：「長年安全の努力をしてきた福井県」であるならば、国に対し、核廃棄物について議論を喚起することが立地が負う責任ある原子力行政ではないですか？県の核廃棄物の対応の経過と併せて回答してください。

#### 5) 県民の意見を聞きあう開かれた場を開催することについて

6月16日県庁での知事の会見中、記者からの質問に対し「私としては、特に県民の御理解を深めるということが極めて大事です。国民全体については、国がしっかり進めることが大事です。そして、様々な実行した事柄と国民の理解というのは、少し時間差をもって生ずると思います。なんといってもきっちりとした決断とそれに基づく安全対策や、あるいはエネルギーに対する様々な見解ですね、これがはっきりして、実行されることが国民の理解につながると思います。」と答えておられます。

質問：県民と意見をやり取りする場を設けずに県民の理解は深まったのか、否かを判断できないと思いますが、どのようにお考えですか？一度もそのような場が設けられたことがないと思いますが、そうした場を設けてくださるよう要望します。ご回答ください。

反原発福井コラボレーション

若泉 政人

# 県「今になってツケが」

## 使用済み核燃料貯蔵増強計画 日本原電・関電が事前了解願提出

原発敷地内での貯蔵長期化が懸念されている使用済み核燃料問題で、十六日、日本原子力発電が、敦賀原発1、2号機の使用済み核燃料貯蔵プールの容量拡大を求める事前了解願を県と地元敦賀市に提出した。関西電力もまた、大飯原発3、4号機の使用済み核燃料貯蔵プールの増設の同意を要請する事前了解願を県と大飯町に出した。これで、貯蔵容量の拡大計画が正式に動き出すことになった。「使用済み核燃料の詰め込み貯蔵は、発電量が増すと危険性が高まる」との反発が反原発団体などにあるものの、県などに、容量拡大に表立って反対する動きはみられない。日本原電などは七月中にも国の安全審査を受ける方針だ。

## 対応のまずさ批判 「事情は理解している」

▽県 県には午後、日本原電の塚田浩司・発電本部長代理と関電の岸田哲二・若狭支社社長が、石井佳治・県民生産部長を訪ね、事前了解願

と関電の岸田哲二・若狭支社社長が、石井佳治・県民生産部長を訪ね、事前了解願

を手渡した。両社とも、青森県六ヶ所村の再処理工場稼働の遅れを理由に挙げるとともに、敷地内貯蔵が長期化しないよう二〇〇〇年までに中間貯蔵施設をつくと説明し、容量拡大計画への理解を求めた。

石井部長は「増強をしながらはならないという事情については、やむを得ない」と理解している」と答えたが、同時に「相当前から予想されたことで、いろんなツケがごろい形で回ってきた」と両社の対応のまず

さを批判。また中間貯蔵施設の建設時期や場所を早期に示すよう求めた。事前了解願の扱いについては「地元の意見や県議会の議論を聞いたうえで対応せざるを得ない」と話すとどまっていた。

日本原電は記者会見で、「工事の着手は、一九九八年十月がタイムリミット」と説明。国の安全審査に約一年、手続に数カ月かかることから、国への原子炉設置変更許可申請は七月中に済ませたいという。関電も同時期を考えていると明らかにした。

海外へ再処理のため使用済み核燃料を搬出する可能性については、「国内処理が基本で、そのため最大限の努力をするのが第一」（関電）、「（海外の再処理事業者から）我々事業者に具体的な話はない」（日本原電）と、否定的な姿勢をみせた。

## 議会の議論踏まえて

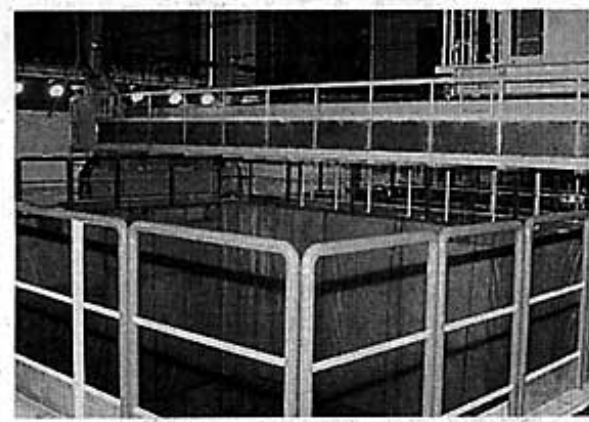
▽大飯町 大飯町では、関電から古池和広町長が関連書類を受け取った。

古池町長は「長期保管に つながらないことを基本に、地域振興にも納得でき

るものを示してもらいたい。議会の議論を踏まえながら判断したいのでしばらく時間を与えて欲しい」と答えたものの、その後、記者団に「無条件でOKというわけではないが、原発を

止めるわけにはいかない」と、プール増設を拒否しない考えを示した。

大飯原発1、2号機の使用済み核燃料貯蔵プールの増設は、容量が小さく、今秋の定期検査で満杯になる状況だ。来春から、使用済み核燃料を3、4号機のプールに構内輸送して貯蔵し、しのごとくという。だが、3、4号機のプールも二〇〇二年には満杯になる見込みだ。このため計画では、3、



使用済み核燃料貯蔵のため、整備に向けて事前了解願が出された予備プール。大飯郡大飯町大島の関電大飯原発4号機で



事前了解願を提出する日本原電の内山昌幸・敦賀事務所長（左から二人目）と敦賀市役所で

4号機の貯蔵プールの横の予備プールに収納ラックなどを取り付け、使用済み核燃料を貯蔵する。古池町長は昨年、長期化する原発敷地内の使用済み核燃料の貯蔵に、町税の「核保有税」を創設する構想を唱え、貯蔵プール増設容認の条件にするとした経緯がある。しかし、国が今年度から新設した立地自治